

足立区議会議会制度のあり方検討会
議会活動と育児等の両立に関する部会（第1回）会議次第

（平成30年3月7日開会）

1 開 会

2 部会の設置経緯について

3 部会の構成等について

4 議会制度のあり方検討会からの付託等について

5 付託事項等について

（1）議会活動と育児等の両立に関する事項

6 次回部会の招集日について

7 そ の 他

8 閉 会

議会制度のあり方検討会
第1回 議会活動の育児等の両立に関する部会

日 時 平成30年3月7日（水）午後1時30分から
会 場 7階 第2委員会室

[検討項目]

1 議会活動と育児等の両立に関する事項

- ① 妊娠、出産、育児等を行っていくうえで、議員として活動していく際の課題について

平成30年2月28日

足立区議会議会制度のあり方検討会

議会活動と育児等の両立に関する部会長様

足立区議会議会制度のあり方検討会

会長 藤沼壮次

議会活動と育児等の両立に関する部会への付託について

平成30年1月31日付で、議長から本検討会に対し諮問があった「議会活動と妊娠・出産・育児等について」は、足立区議会議会制度のあり方検討会設置に関する要綱第5条の2に基づき、議会活動と育児等の両立に関する部会に付託します。

つきましては、下記の項目について、貴部会において検討し、その結果を報告するようお願いします。

記

[検討項目]

1 議会活動と育児等の両立に関する事項

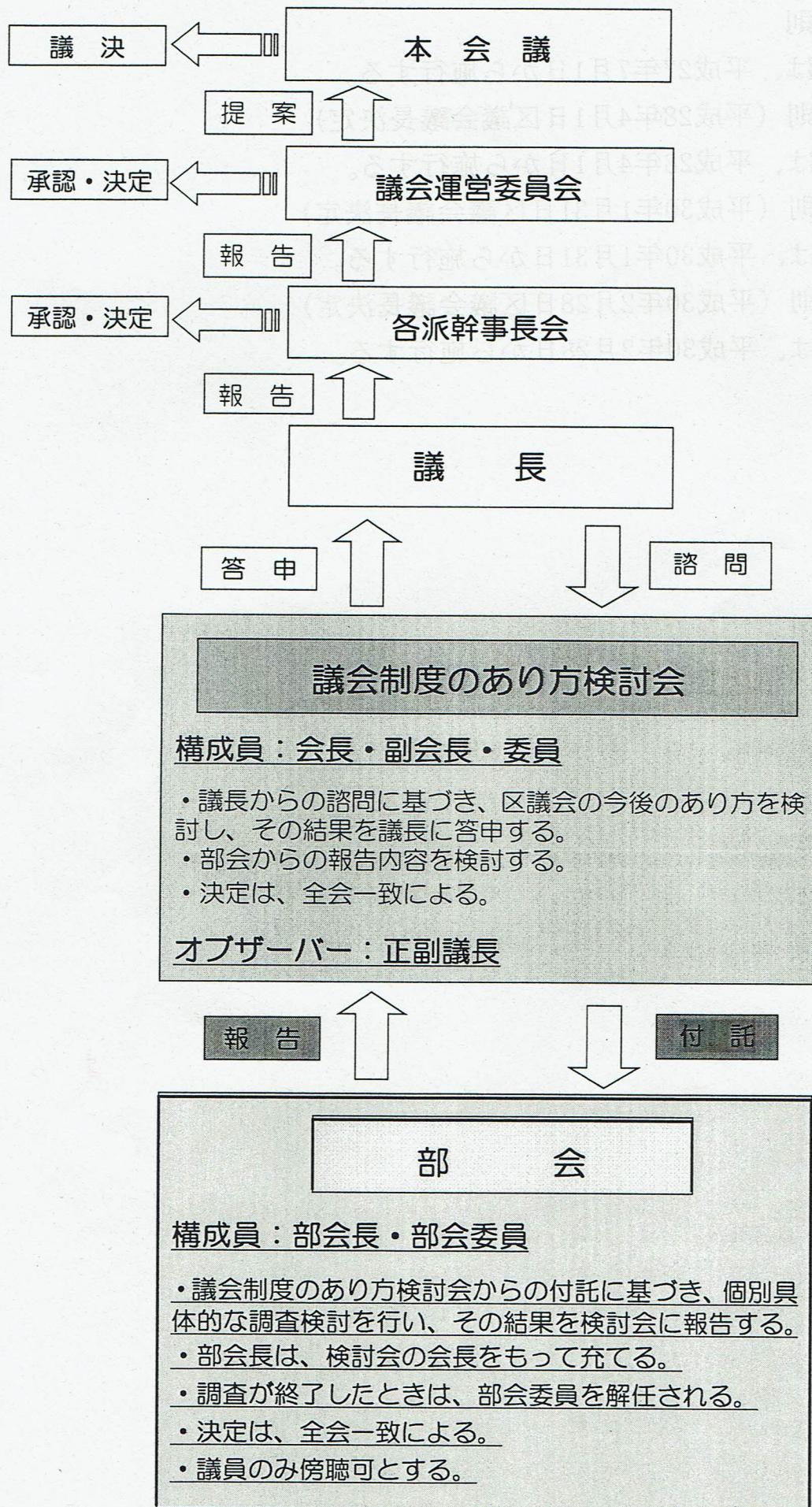
- ① 妊娠、出産、育児等を行っていくうえで、議員として活動していく際の課題について

以上

足立区議会議会制度のあり方検討会
議会活動と育児等の両立に関する部会

平成30年3月7日現在

役職等	氏名	所属会派
部会長	藤沼壯次	足立区議会 自由民主党
部会委員	伊藤 のぶゆき	足立区議会 自由民主党
//	長澤興祐	足立区議会 自由民主党
//	さの智恵子	足立区議会 公明党
//	大竹さよこ	足立区議会 公明党
//	ぬかが和子	日本共産党 足立区議団
//	山中ちえ子	日本共産党 足立区議団
//	おぐら修平	足立区議会 民主の会
//	長谷川たかこ	無会派
//	土屋のりこ	無会派



付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日区議会議長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年1月31日区議会議長決定）

この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

付 則（平成30年2月28日区議会議長決定）

この要綱は、平成30年2月28日から施行する。

足立区議会議会制度のあり方検討会設置に関する要綱

(平成27年6月30日区議会議長決定)

改正 平成28年4月1日区議会議長決定

平成30年1月31日区議会議長決定

平成30年2月28日区議会議長決定

(目的)

第1条 この要綱は、議長の諮問に基づき、足立区議会の今後のあり方を検討するため、必要な事項を定める。

(検討会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、議会制度のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 目的達成に必要な事項の検討
- (2) 情報の収集交換
- (3) その他会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 委員は、次により各会派から選出された議員とする。

- ・足立区議会自由民主党 3名
- ・足立区議会公明党 2名
- ・日本共産党足立区議団 1名
- ・足立区議会民主の会 1名

4 議長、副議長は、検討会に出席し、発言することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は検討会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長又は検討会が必要と認めたときは、検討会の構成員以外の者の会議への出席を要求することができる。

(部会)

第5条の2 検討会は、個別具体的な検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、検討会から付託された事項につき、調査検討を行う。

3 部会委員は、次により各会派及び無会派の中から選出された議員とする。ただし、当該個別具体的な事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

- ・足立区議会自由民主党 3名
- ・足立区議会公明党 2名
- ・日本共産党足立区議団 2名
- ・足立区議会民主の会 1名
- ・無会派の中から 2名

4 部会委員は、第3条第3項の委員と兼ねることができる。

5 部会長は、会長をもって充て、部会を招集し、部会の会務を総括する。

6 部会長に事故あるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 部会長は、部会における検討結果を検討会に報告しなければならない。

(部会からの報告の取扱い)

第5条の3 前条第7項により、部会から検討会に報告があったときは、その内容について、検討するものとする。

(検討結果の取扱い)

第6条 検討会での検討結果は、原則として、会長が議長に答申し、議長が各派幹事長会へ報告した上で、議会運営委員会において最終決定を行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は会長が定める。